

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長門市は、山口県の北西部に位置し、地域の面積は、357.31 平方キロメートルで、東は萩市、南は下関市、美祢市に接している。

市内では高齢化が進展しているうえ、公共交通不便地域が広範に存在し、住民の交通手段を確保することが必要であったことから、だれもがどこでも最低限の交通サービスを楽しむまちを目指して、地域間幹線系統と接続するフィーダー系統（デマンド交通）を組み合わせることで、生活交通ネットワークの再構築を進め、令和4年10月に市内全域に「デマンド交通」を導入し、交通空白地域を解消した。

しかし、今後も続く人口減少や高齢者の運転免許保有率の上昇による公共交通利用者層の減少を見据えると、住民の移動ニーズを踏まえた更なる利便性の向上と、需給バランスの取れた効率的な公共交通サービスが求められる。

こうした状況を踏まえ、より効率的で利便性が高く、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するため令和5年3月に「長門市地域公共交通計画」を策定したところである。

今後も引き続き、利用者ニーズの変化に対応できるようＪＲ・バス・デマンド交通等も含めた地域の輸送資源を効率的に利用し、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを構築していく必要がある。

地域	公共交通の現況
俵山地区	市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。H25.12～NPO法人ゆうゆうグリーン俵山が公共交通空白地有償運送を実施。バスの減便に伴い R6.4 よりデマンド交通の便数を増便。
向津具地区	市中心部方面へのブルーライン交通が運行する路線バスが地区南部を横断。H25.12～NPO法人むかつくが公共交通空白地有償運送を行っている。
日置地区	H28.4～ＪＲ古市駅に結節する人丸タクシーが運行するデマンド型乗合タクシーが地区内を縦断。（R3.10～営業区域を拡充、運行便数を増加し、古市タクシーがデマンド型乗合タクシーを運行）R6.4 より通学便を除く時間帯においてダイヤフリーのオンデマンド運行を実施。
渋木・真木地区	R3.10～新日本観光交通が運行するデマンド型乗合タクシーが地区内及び市中心部方面を縦断。
油谷地区	市中心部方面へのブルーライン交通が運行する路線バスが地区内を横断。R3.10～人丸タクシーが運行する乗合タクシーが地区内を横断。
青海島地区	市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R3.10～長門山電タクシーが運行するデマンド型乗合タクシーが地区内及び市中心部方面へ縦断。
湯本地区	市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R3.10～湯本地区を営業区域としたデマンド交通を導入。また、市内循環線バス廃止（R6.3）に伴い、R6.4 よりデマンド交通の便数を増便。R8.3 月末で通学生優先便を廃止。

黄波戸・西深川地区	黄波戸地区においては、市中心部方面及び油谷方面へのブルーライン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。 西深川地区においては市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。 R4. 10～黄波戸・西深川地区を営業区域としたデマンド交通を導入。また、市内循環線バス廃止（R6. 3）に伴い、R6. 4 よりデマンド交通の便数を増便。
三隅地区	市中心部方面及び美祢市・萩市方面への防長交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R4. 10～三隅地区を営業区域としたデマンド交通を導入。秋芳洞～青海大橋線及び野波瀬～青海大橋線の路線廃止（R7. 3）に伴い、R7. 4 よりデマンド交通の便数を増便。 通学生優先便については R8. 3 月末で廃止。
長門市街地区	美祢市・萩市方面への防長交通が運行する路線バス、下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R4. 10～青海島地区・湯本市区の営業区域に長門市街地区を加え、デマンド交通を導入。市内循環線バス廃止（R6. 3）に伴い、R6. 4 よりデマンド交通の便数を増便。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

1. 地域における新たな公共交通としてデマンド交通の周知を図り、普及していくことで、令和9年度の年間利用者数を 18,000 人以上とすることを目標値とします。

（長門市地域公共交通計画：P 53 参照）

《デマンド交通実績、R8 年度目標値》※R6 年度実績とR7 上半期実績から設定

運行区域	R 6 年度 (R5. 10～R6. 9)		R 7 年度上半期 (R6. 10～R7. 3)		R8 年度 (R7. 10～R8. 9) 年間目標値 (人)
	利用人数 (人)	1 日平均 (人)	利用人数 (人)	1 日平均 (人)	
依山地区	3,349	13.0	1,607	12.9	3,200
向津具地区	1,343	5.2	606	4.8	1,200
日置地区	4,954	19.3	2,793	22.3	5,000
渋木・真木地区	1,145	4.5	597	4.8	1,200
油谷地区	945	3.7	593	4.7	1,000
青海島地区	2,812	10.9	1,384	11.1	2,800
（青海島）市街地区	398	1.5	629	5.0	1,200
湯本地区	1,341	5.2	773	6.2	1,500
（湯本）市街地区	544	2.1	330	2.6	600
黄波戸・西深川地区	2,237	8.7	1,767	14.1	3,500
三隅地区	2,118	8.2	955	7.6	6,500
合 計	21,186	7.5	12,034	8.8	27,700

R 9 年度目標値 ※R 6 年度実績と R 7 上半期実績、高齢化率も踏まえて設定
三隅地区はスクールバス導入を前提に試算（通学便なし）

運行区域	R 9 年度 年間目標値 (人)
俵山地区	3,100
向津具地区	1,000
日置地区	4,900
渋木・真木地区	1,100
油谷地区	1,000
青海島地区	2,700
（青海島）市街地区	1,200
湯本地区	1,400
（湯本）市街地区	600
黄波戸・西深川地区	3,200
三隅地区	2,500
合 計	22,700

2. 地域における新たな公共交通としてデマンド交通を持続させるため、令和 9 年度の収支率を 7.0%（経常収入：6,210 千円、経常費用 89,000 千円、公費負担額：82,790 千円）とすることを目標値とします。（長門市地域公共交通計画：P 53 参照）

令和 7 年度 7.7%

（経常収入：7,683 千円、経常費用 98,820 千円、公費負担額：91,137 千円）

令和 8 年度 7.8%

（経常収入：7,610 千円、経常費用 97,400 千円、公費負担額：89,790 千円）

《デマンド交通収支率》

令和 6 年度（R 5.10 月～R 6.9 月）

7.3%（経常収入：6,259 千円、経常費用 85,253 千円、公費負担額：78,958 千円）

（2）事業の効果

公共交通不便地域の解消となり、医療施設・商業施設等への住民の移動手段を確保するとともに、住民の外出機会を増やし、福祉の向上に資することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・バス路線図、時刻表（路線バス・ＪＲ）に加え、利用者の居住地域から主要目的地（商業施設や病院等）への移動ルート（乗継ポイントや乗継ダイヤ等）を具体的に説明するなど、公共交通に関する情報を掲載したバスブック（ＪＲ・バス総合時刻表）を作成し、ホームページにアップすることと併せて希望者には冊子を配布するほか、公共施設や中心部の主要商業施設、病院などで配布する。また、「ＱＲコード」による電子版バスブックの推進も促進する。 （実施主体：長門市） ・交通結節点等に主要施設や主要観光地等を付記した詳細なバス路線の案内板（バス路線図）を計画的に設置。（実施主体：長門市） ・AI オンデマンド交通運行アプリを導入し、最適な車両台数やサービスの提供、交通データ分析を行う。（実施主体：長門市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
○補助対象経費から国庫補助金額の差額分を引いた額を補助金として長門市が負担
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・事業者、住民ヒアリング
7. 別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
8. 別表１の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
・補助金交付要綱「表５」添付 ○長門市は全域が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に指定されている。
11. 車両の取得に係る目的・必要性
・車両の取得を行わないため記載なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
・車両の取得を行わないため記載なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
・車両の取得を行わないため記載なし
14. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
・貨客混載を行わないため記載なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
・貨客混載を行わないため記載なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
・貨客混載を行わないため記載なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和2年度 第1回 令和2年7月30日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 - 第2回 令和2年12月25日（書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意 - 第3回 令和3年2月18日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 ・令和3年度 第1回 令和3年5月17日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第2回 令和3年6月29日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 - 第3回 令和3年8月20日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第4回 令和3年9月22日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第5回 令和3年10月27日（書面協議） 自家用有償旅客運送更新を協議、合意 - 第6回 令和3年12月21日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意 - 第7回 令和3年3月18日 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 ・令和4年度 第1回 令和4年6月27日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 - 第2回 令和4年10月4日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第3回 令和4年12月13日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意 長門市地域公共交通計画素案検討 - 第4回 令和5年3月13日 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 長門市地域公共交通計画案承認 ・令和5年度 第1回 令和5年6月19日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 - 第2回 令和5年12月19日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意 - 第3回 令和6年1月16日（書面協議） 長門市観光旅行者周遊促進事業について協議、合意

第4回	令和6年2月26日	地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意
・令和6年度 第1回	令和6年6月28日	地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持事業）について協議、合意
第2回	令和6年10月27日（書面協議）	自家用有償旅客運送更新を協議、合意
第3回	12月19日	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意
第4回	令和7年2月26日	地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意
・令和7年度 第1回	令和7年5月26日（書面協議）	宇部空港直行便実証事業について協議、合意
第2回	令和7年6月27日	地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持事業）について協議、合意
第3回	12月24日	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意
第4回	令和8年2月25日	地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和2年8月 「青海島地区」「湯本地区」においてアンケート調査実施。
- ・令和3年4月 「向津具地区」「俵山地区」においてデマンド運行日を週3日から週5日に拡充
- 8～9月 「仙崎地区」「黄波戸地区」「長門市街地区」「三隅地区」においてアンケート調査実施
- 10月 「日置地区」のデマンド運行区域拡大
「渋木・真木地区」「油谷地区」「青海島地区」「湯本地区」でデマンド交通運行開始
（「渋木・真木地区」「津黄・後畑地区」の乗合タクシー廃止）
- ・令和4年10月 「青海島地区」「湯本地区」運行区域拡大（市街地追加）、
「黄波戸・西深川地区」「三隅地区」でデマンド運行開始
- ・令和5年10月 各地区（地区支え合い会議等）でデマンド交通説明会を実施。
- ・令和6年12月 三隅地区（自治会長集会）において、デマンド交通説明会を実施。（バス減便への対応）
デマンド交通に対する意見、要望を集約

上記以外に随時、事業者ヒアリングを実施。各系統利用者の意見、地元の要望を踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、随時、検討を行っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 山口県長門市東深川 1339 番地 2

（所 属） 長門市役所 経済観光部 産業政策課 （氏 名） 桑原 紀聖

（電 話） 0837-23-1138 （e-mail） kuwahara.norimasa@city.nagato.lg.jp

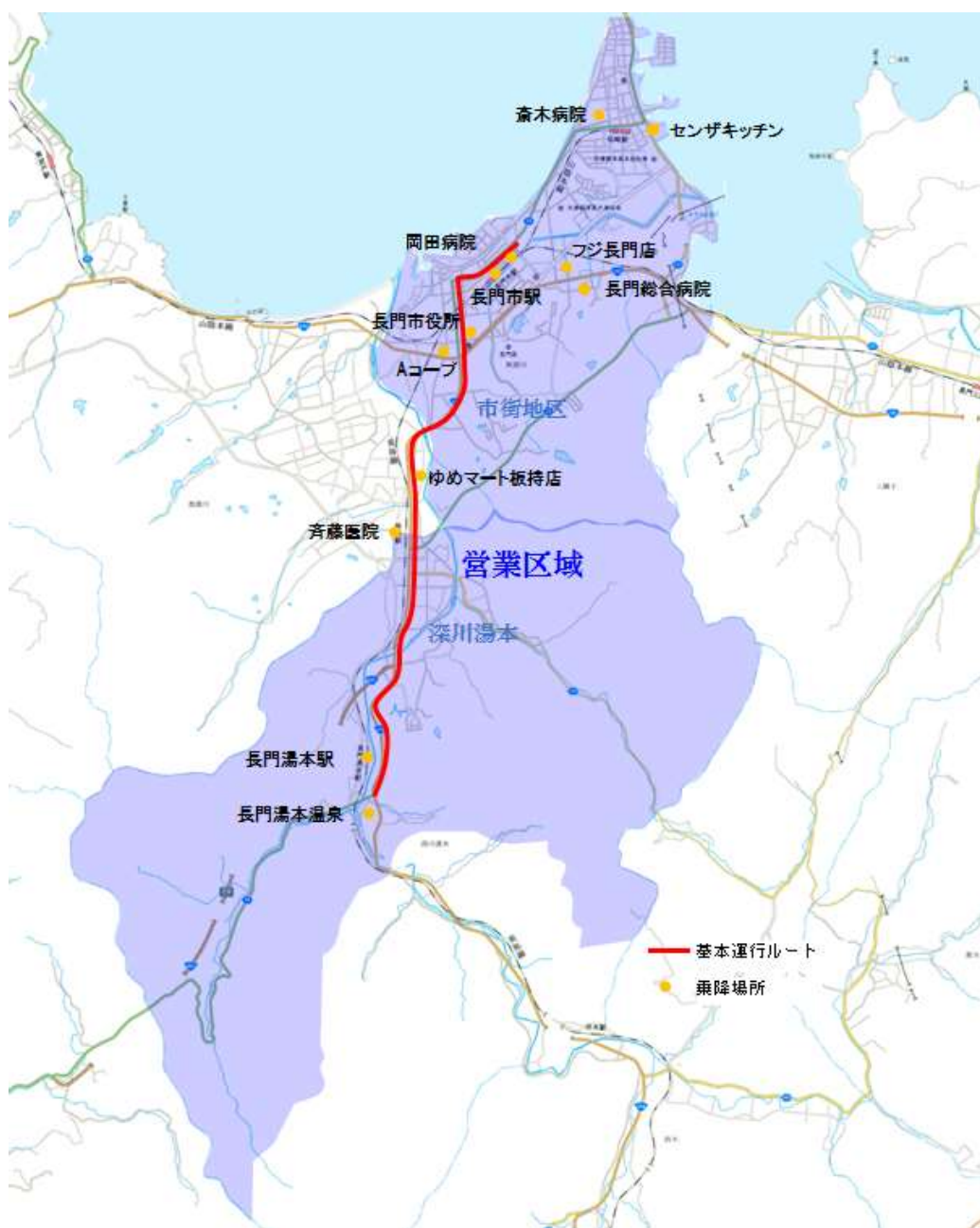
湯本・市街地区地域内フィーダー系統運行計画

1 デマンドの方式

- (1) 営業区域内で予約のあった地点と所定の発着地(市街地方面含む)の間を運行
- (2) 電話による予約制とし、予約のない場合は運行しない。
(原則：利用便の1時間前までに予約)
- (3) 事前に利用会員として登録することが必要。
- (4) 2人以上から予約があった場合は、各予約地点を回り、利用者は乗り合わせる。

2. 地区・営業区域

地 区	営業区域
湯本地区	深川湯本（三ノ瀬地区を除く）
市街地区	仙崎（青海島地区を除く）、東深川



▲営業区域・基本運行ルート図

3. 運送の区間

地区	運送の区間	起点	主な経由地	終点
湯本地区	深川湯本ー長門市中心市街地	深川湯本	仙崎、東深川	長門市中心市街地

4. 乗降場所

乗降場所は、自宅（付近）及び以下に定める地点

▼自宅以外の乗降場所

長門湯本温泉駐車場、長門湯本駅、斉藤医院、ゆめマート板持店、Aコープ、長門市役所、長門市駅、岡田病院、斎木病院、センザキッチン、フジ長門店、長門総合病院（他公共機関、医療機関、商業施設）

5 計画運行日数・回数

- ・週5日運行（月曜日～金曜日）※土・日・年末年始（12/29～1/3）運休
- ・1日7回運行（出便：4便、戻り便：3便）

6 運行ダイヤ

出便					戻り便			
自宅	8:00頃	9:00頃	10:00頃	12:00頃	市街地	11:00頃	14:00頃	16:00頃
市街地	8:30頃	9:30頃	10:30頃	12:30頃	自宅	11:30頃	14:30頃	16:30頃

7. 運行車両 2台 ※うち1台はジャンボタクシー（旅客定員8人以上）とする。

8. 運賃及び利用方法

（1）運賃

利用区間 \ 運賃	大人	障がい者※1 （大人）	小学生	障がい者※1 （小学生）	未就学児※2
湯本地区内及び市街地区内	300円	150円	100円	50円	無料
湯本地区内⇄市街地区内	500円	250円	150円	100円	無料

★バスの通学定期券を利用している学生は無料

※1：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者を介助する者

※2：保護者同伴の未就学児

★回数券：5,000円（500円×12枚綴り）、3,000円（300円×12枚綴り）

（2）事前に電話予約が必要（利用便の1時間前までに予約。）

（3）利用会員として登録することが必要

9. 利用実績

	運行日数	利用者数	1日当たり 平均利用者数
令和4年度（R4年4月～R5年3月）	193日	574人	2.9人/日
令和5年度（R5年4月～R6年3月）	218日	1,279人	5.9人/日
令和6年度（R6年4月～R7年3月）	258日	2,192人	8.5人/日

10. 運行主体 富士第一交通有限会社

11. その他 令和3年10月1日運行開始 令和4年10月1日（変更） 令和6年4月1日（変更）令和8年4月1日（変更）

1 デマンドの方式

- (1) 営業区域内で予約のあった地点と所定の発着地(市街地方面含む)の間を運行
- (2) 電話による予約制とし、予約のない場合は運行しない。
(原則：利用便の1時間前までに予約)
- (3) 事前に利用会員として登録することが必要。
- (4) 2人以上から予約があった場合は、各予約地点を回り、利用者は乗り合わせる。

2. 地区・営業区域

地 区	営業区域
三隅地区	滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、樅の木、宗頭、兎渡谷、麓、上中小野、下中小野、辻並、大竹、正楽寺、市、湯免、三隅中村、土手、久原、生島、津雲、飯井、向山、上東方、下東方、小島、野波瀬、豊原、二条窪、平野、浅田、殿村新開、向開作、沢江、上ゲ



▲営業区域・基本運行ルート図

3. 運送の区間

地区	運送の区間	起点	主な経由地	終点
三隅	三隅地区内ー長門市中心市街地	三隅地区内	下記乗降場所	長門市中心市街地

4. 乗降場所 自宅（付近）及び以下に定める地点

▼自宅以外の乗降場所

三隅地区内のバス停、明倫小学校、長門三隅駅、サンマート三隅店、Aコープ、長門市役所、長門市駅、岡田病院、斎木病院、センザキッチン、フジ長門店、長門総合病院（他公共機関、医療機関、商業施設）

5 計画運行日数・回数

- ・週 5 日運行（月曜日～金曜日）※土・日・年末年始（12/29～1/3）運休
- ・1 日 7 回運行（出便：4 便、戻り便：3 便）

6 運行ダイヤ

往路（出便）	1 便	2 便	3 便	4 便
時間	8 : 00 頃	9 : 00 頃	10 : 30 頃	13 : 00 頃

復路（戻便）	1 便	2 便	3 便
時間	12 : 00 頃	14 : 00 頃	16 : 00 頃

7. 運行車両

2 台【うち 1 台はジャンボタクシー（旅客定員 8 人以上） 1 台）

8. 運賃及び利用方法

（1）運賃

利用区間 \ 運賃	大人	障がい者※ ¹ （大人）	小学生	障がい者※ ¹ （小学生）	未就学児※ ²
三隅地区内（営業区域内）	300 円	150 円	100 円	50 円	無料
三隅地区内（営業区域内）⇔ 長門中心市街地	600 円	300 円	200 円	100 円	無料

※1：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者を介助する者

※2：保護者同伴の未就学児

★回数券：6,000 円（600 円×12 枚綴り）、3,000 円（300 円×12 枚綴り）

（2）事前に電話予約が必要（利用便の 1 時間前までに予約。）

（3）利用会員として登録することが必要

9. 利用実績（過去 3 年間）

	運行日数	利用者数	1 日当たり 平均利用者数
令和 4 年度（R4 年 10 月～R5 年 3 月）	125 日	724 人	5.7 人/日
令和 5 年度（R5 年 4 月～R6 年 3 月）	254 日	1,928 人	7.6 人/日
令和 6 年度（R6 年 4 月～R7 年 3 月）	248 日	2,029 人	8.2 人/日

10. 運行主体

新日本観光交通株式会社

11. その他

令和 4 年 10 月 1 日運行開始 令和 4 年 10 月 17 日（変更）

令和 7 年 4 月 1 日（変更）令和 8 年 4 月 1 日（変更）